

医療法人財団 明理会 介護老人保健施設 イムスケアふじみの
通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション 運営規程

(運営規程設置の主旨)

第1条 医療法人財団明理会が開設する介護老人保健施設イムスケアふじみの（以下「当施設」という。）が実施する通所リハビリテーションもしくは介護予防通所リハビリテーションサービス（以下「サービス」という）の適正な運営を確保するために、人員および管理運営に関する事項を定める。

(施設の目的)

第2条 当施設は、要介護状態もしくは要支援状態と認定された利用者（以下「利用者」という）に対し、居宅サービス計画および通所リハビリテーション計画（以下「サービス計画等」という）に基づいて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第3条 当施設では、サービス計画等に基づいて、理学療法、作業療法および言語療法その他必要なりハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう在宅ケアの支援に努める。

- 2 当施設は、利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立って介護保健施設サービスの提供に努める。
- 3 当施設は、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
- 4 入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講じる。
- 5 サービスを提供するにあたっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努める。

(施設の名称および所在地等)

第4条 当施設の名称、所在地等は次のとおりとする。

- | | |
|-----------|----------------------|
| (1) 施設名 | 介護老人保健施設イムスケアふじみの |
| (2) 開設年月日 | 平成18年10月1日 |
| (3) 所在地 | 埼玉県ふじみ野市鶴ヶ岡5丁目6番地58号 |
| (4) 電話番号 | 049-256-6250 |
| (5) 事業所番号 | 1153080039号 |

(従業者の職種、員数および職務内容)

第5条 当施設の従事者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職、必要人員数については法令の定めるところによる。

- (1) 管理者 1名 (介護老人保険施設と兼務)
施設の職員の管理、業務の実施状況等の把握を一元的に行い、職員に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。
- (2) 医師 1名以上 (介護老人保険施設と兼務)
利用者の病状および心身の状況に応じて、必要な医学的対応を行う。

- (3) 看護・介護職員 5名以上
医師の指示もしくは通所リハビリテーション計画等に基づく看護・介護を行う。
- (4) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 1名以上
リハビリテーション実施計画に基づく機能訓練を行う。
- (5) その他の従業者 必要数
当施設諸規則、医師の指示、サービス計画等に基づく必要な業務を行う。

(営業日・営業時間・サービス提供時間・利用定員)

第6条 当施設の営業日・営業時間・サービス提供時間・利用定員は、次のとおりとする。

営業日	毎週 月曜日から土曜日までの週6日とする。 但し、原則、12月31日から1月3日までは休業日とする。
営業時間	営業日の午前8時30分から午後5時30分までとする。
サービス提供時間	営業日の午前9時00分から午後5時00分までとする。
利用定員	49人

- 2 災害その他やむを得ない事情がある場合を除き、上記の利用定員を超えて利用させない。

(サービスの提供)

第7条 当施設の医師および理学療法士、作業療法士、その他通所リハビリテーション従業者（以下「医師等の従業者」という）が共同して、利用者ごとの通所リハビリテーション計画を作成し、その計画に基づき、次のサービスを提供する。

- (1) 看護・介護
 - ①当施設の看護職員および介護職員が、利用者の病状や心身の状態に応じて、医学的管理の下における看護・介護を提供する。
 - ②入浴は、利用者の状態に応じて、適切な方法で実施する。
 - ③排せつに係る介護は、利用者の状態に応じて、適切な方法で実施する。おむつの場合は、おむつを提供し、適切に交換する。
 - ④整容（歯磨き、爪切りなど）等の日常生活上の世話を適切に行う。
- (2) 機能訓練
当施設の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士（以下「理学療法士等」という）が通所リハビリテーション計画に従い、機能訓練を実施する。
- (3) 食事の提供
 - ①あらかじめ作成された献立に基づき、利用者の摂食・嚥下機能や食形態に応じた食事（おやつ）を提供する。
 - ②食事・おやつを提供する時刻は、原則、次のとおりとする。
昼食：12時00分／おやつ：15時00分
- (4) レクリエーション・行事
利用者のためのレクリエーション、行事を適宜行う。
- (5) その他
その他に当施設を利用する上で必要と認められるサービスを適切に提供する。

(利用者負担の額)

第8条 利用者負担の額を以下のとおりとする。

- (1) 保険給付の自己負担額を、別に定める利用料金表により支払いを受ける。
- (2) 利用料として、食費、利用者が選定する特別な食事の費用、日常生活品費、教養娯楽費、その他の費用等利用料を、別に定める利用料金表に掲載の料金により支払い

を受ける。

- (3) 食費において、国が定める負担限度額段階（第1段階から3段階まで）の利用者の自己負担額については、別に定める利用料金表に記載する。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、ふじみ野市、川越市、三芳町、富士見市、所沢市、狭山市の区域とする。

(施設の利用にあたっての留意事項)

第10条 利用者は、当施設の定める諸規則、職員の指示に従い沿って特に注意事項は次のとおりとする。

- (1) 施設備え付けの設備・備品を利用すること(電気製品等の持ち込みは禁止)。
- (2) 飲食物の持ち込みは、原則、禁止とする。
- (3) 金銭・貴重品の持ち込みは、原則、禁止とする(破損・紛失・盗難等があっても施設側は責任を負わない)。
- (4) 飲酒・喫煙は禁止とする。
- (5) 利用終了を希望する場合は、終了希望日の1月前までに申し出る。
- (6) 政治・宗教活動(個人的なものを除く)、営利行為、他者への暴力・暴言、性的いやがらせ行為等は禁止とする。

(虐待の防止)

第11条 当施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催、その結果の職員への周知
- (2) 虐待の防止のための指針の整備
- (3) 虐待の防止のための職員に対する研修の定期的な実施(年2回以上)
- (4) 上記に掲げる措置を適切に実施するための担当者の配置

(身体的拘束等の適正化)

第12条 当施設は、原則、利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態および時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

2 当施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催(3月に1回以上)、その結果の職員への周知
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針の整備
- (3) 身体的拘束等の適正化のための職員に対する研修の定期的な実施(年2回以上)

(褥瘡発生の防止)

第13条 当施設は、利用者に褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制の整備として、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 褥瘡のハイリスク者(日常生活自立度が低い利用者等)に対する褥瘡予防のための計画の作成、実践、評価
- (2) 専任の褥瘡予防対策を担当する者の配置
- (3) 医師、看護職員、介護職員、管理栄養士等からなる褥瘡対策チームの設置
- (4) 褥瘡対策のための指針の整備
- (5) 介護職員等に対する褥瘡対策に関する施設内職員継続教育
- (6) 必要に応じた施設外の専門家による相談、指導の積極的な活用

(事故発生の防止)

第14条 当施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 事故発生の防止のための指針の整備
- (2) 事実の報告及びその分析を通じた改善策の職員に対する周知
- (3) 事故発生の防止のための委員会の定期的な開催
- (4) 事故発生の防止のための職員に対する研修の定期的な実施（年2回以上）
- (5) 上記に掲げる措置を適切に実施するための安全管理対策室の設置及び安全対策担当者の配置

(事故発生時の対応)

第15条 当施設は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 当施設は、前項の事故の状況および事故に際して採った処置について記録する。
- 3 当施設は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。
- 4 当施設は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発防止の対策を講じる。

(衛生管理等)

第16条 当施設は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品および医療機器の管理を適正に行う。

- 2 当施設は、当施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じる。

- (1) 感染症又は食中毒の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催（3月に1回以上）、その結果の職員への周知
- (2) 感染症又は食中毒の予防およびまん延の防止のための指針の整備
- (3) 感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための研修と訓練の定期的な実施（年2回以上）
- (4) 上記に掲げる措置のほか、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応

(非常災害対策)

第17条 当施設は、非常災害対策として、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 消防法等に規定する消防計画、地震等の災害に対処するための計画の策定
- (2) 非常災害時の関係機関への通報及び連携体制の整備、職員への定期的な周知
- (3) 避難、救出その他必要な訓練の定期的な実施

(業務継続計画の策定等)

第18条 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。

- 2 職員に対する業務継続計画の周知、必要な研修および訓練の定期的な実施
- 3 業務継続計画の定期的な見直し、必要に応じた変更

(勤務体制の確保等)

第19条 当施設は、利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定める。

- 2 当施設は、原則、当施設の職員によってサービスを提供する。但し、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、第三者への委託等を行う。
- 3 当施設は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保する。なお、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じる。
- 4 当施設は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

(職員の就業規則、服務規律、健康診断)

第20条 職員の就業に関する事項は、当施設の就業規則にて定める。

- 2 職員は、事業に関する法令等の規定、就業規則等を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務にあたっては、施設内の秩序を維持し、特に次に掲げる事項に留意する。
 - (1) 利用者に対しては、人格を尊重し、懇切丁寧を旨とする。
 - (2) 自己研鑽および他の職員との協調・協力により、サービスの質の向上に努める。
 - (3) 健康管理をしっかりと行い、清潔な身だしなみ、明朗な態度で接遇する。
- 3 職員に対しては、年1回、健康診断を実施する。なお、深夜労働・夜勤等に従事する者には、別に年1回の健康診断を実施する。

(個人情報保護)

第21条 職員が、在職中および退職後においても、正当な理由なく、業務上に知り得た利用者・家族、職員等の個人情報を漏らすことがないように必要な措置を講じる。

(その他)

第22条 本規程に定めのない事項については、厚生労働省令および埼玉県条例、その他関連法規等に基づき、適正に運営する。

付則

平成18年10月	1日	施行	
平成21年4月	1日	改定	
平成23年4月	1日	改定	
平成24年4月	1日	改定	
平成24年10月	1日	改定	
平成26年4月	1日	改定	
平成27年4月	1日	改定	
平成30年6月	1日	改定	
令和元年10月	1日	改定	
令和3年4月	1日	改定	
令和3年8月	1日	改定	(食費)
令和3年12月	1日	改定	(通常の事業の実施地域・条文順序)
令和5年4月	1日	改定	(食費・居住費(滞在費))
令和6年6月	1日	改定	(食費・日用品費)

イムケアふじみの 利用料金表

通所リハビリテーション

令和6年6月1日

1単位：10.55円

大規模型通所リハビリテーション費（一定の要件を満たした）

6時間以上 7時間未満 要介護度	単位数	1日あたり利用者負担額		
		1割負担	2割負担	3割負担
要介護 1	715単位	755円	1,509円	2,263円
要介護 2	850単位	897円	1,794円	2,691円
要介護 3	981単位	1,035円	2,070円	3,105円
要介護 4	1,137単位	1,200円	2,399円	3,599円
要介護 5	1,290単位	1,361円	2,722円	4,083円

※当施設の基本的なサービス提供時間は6時間以上7時間未満です。利用時間の短縮もしくは延長については、介護報酬に定めたとおり請求いたします。

【介護予防】通所リハビリテーション費

6時間以上 7時間未満 要介護度	単位数	1日あたり利用者負担額		
		1割負担	2割負担	3割負担
要支援 1	2,268単位	2,393円	4,786円	7,179円
要支援 2	4,228単位	4,461円	8,921円	13,382円
利用開始月から12か月を超えた期間 要支援1	▲120単位	▲127円	▲254円	▲380円
利用開始月から12か月を超えた期間 要支援2	▲240単位	▲254円	▲507円	▲760円

加算項目

項目	単位数	1日あたり利用者負担額		
		1割負担	2割負担	3割負担
リハビリテーション提供体制加算 6時間以上7時間未満	24単位	26円	51円	76円
入浴介助加算（Ⅰ）	40単位	43円	85円	127円
入浴介助加算（Ⅱ）	60単位	64円	127円	190円
リハビリテーションマネジメント加算（イ） 6月以内	560単位	591円	1,182円	1,773円
リハビリテーションマネジメント加算（イ） 6月超	240単位	254円	507円	760円
リハビリテーションマネジメント加算（ロ） 6月以内	593単位	626円	1,252円	1,877円
リハビリテーションマネジメント加算（ロ） 6月超	273単位	288円	576円	864円
リハビリテーションマネジメント加算（ハ） 6月以内	793単位	837円	1,674円	2,510円
リハビリテーションマネジメント加算（ハ） 6月超	473単位	499円	998円	1,497円
リハビリテーションマネジメント加算（医師の説明同意）	270単位	285円	570円	855円
短期集中個別リハビリテーション実施加算	110単位	116円	232円	348円
認知症短期集中個別リハビリテーション実施加算（Ⅰ）	240単位	254円	507円	760円
認知症短期集中個別リハビリテーション実施加算（Ⅱ）	1,920単位	2,026円	4,052円	6,077円
生活行為向上リハビリテーション実施加算 6月以内	1,250単位	1,319円	2,638円	3,957円
若年性認知症利用者受入加算	60単位	64円	127円	190円
栄養アセスメント加算	50単位	53円	106円	159円
栄養改善加算	200単位	211円	422円	633円
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）	20単位	22円	43円	64円
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）	5単位	6円	11円	16円
口腔機能向上加算（Ⅰ）	150単位	159円	317円	475円
口腔機能向上加算（Ⅱ）イ	155単位	164円	327円	491円
口腔機能向上加算（Ⅱ）ロ	160単位	169円	338円	507円
重度療養管理加算	100単位	106円	211円	317円
中重度者ケア体制加算	20単位	22円	43円	64円
科学的介護推進体制加算	40単位	43円	85円	127円
退院時共同指導加算	600単位	633円	1,266円	1,899円
送迎未実施減算	▲47単位	▲50円	▲99円	▲149円
移行支援加算	12単位	13円	26円	38円
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22単位	24円	47円	70円
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	18単位	19円	38円	57円
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	総単位数の1000分の86（8.6%）に相当する単位数			

【介護予防】加算項目

項目	単位数	1日あたり利用者負担額		
		1割負担	2割負担	3割負担
生活行為向上リハビリテーション実施加算 6月以内	562単位	593円	1,186円	1,779円
若年性認知症利用者受入加算	240単位	254円	507円	760円
退院時共同指導加算	600単位	633円	1,266円	1,899円
栄養アセスメント加算	50単位	53円	106円	159円
栄養改善加算	200単位	211円	422円	633円
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）	20単位	22円	43円	64円
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）	5単位	6円	11円	16円
口腔機能向上加算（Ⅰ）	150単位	159円	317円	475円
口腔機能向上加算（Ⅱ）	160単位	169円	338円	507円
一体的サービス提供加算	480単位	507円	1,013円	1,520円
科学的介護推進体制加算	40単位	43円	85円	127円
サービス提供体制強化加算（Ⅰ） 要支援1	88単位	93円	186円	279円
サービス提供体制強化加算（Ⅰ） 要支援2	176単位	186円	372円	557円
サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 要支援1	72単位	76円	152円	228円
サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 要支援2	144単位	152円	304円	456円
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	総単位数の1000分の86（8.6%）に相当する単位数			

保険外サービス費

項目	金額
食費	昼食（1食） (非課税) 800円
	おやつ（1食） (非課税) 100円
日用品費（日額）	(非課税) 220円
教養娯楽費	実費